

○独立行政法人福祉医療機構職員給与規程

(平成 15 年 10 月 1 日規程第 7 号)

改正	平成 15 年 12 月 1 日	平成 16 年 3 月 31 日	平成 16 年 9 月 30 日
	平成 16 年 12 月 28 日	平成 17 年 5 月 1 日	平成 17 年 6 月 23 日
	平成 17 年 12 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 18 年 6 月 21 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年 11 月 30 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年 12 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 22 年 12 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 27 日
	平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 12 月 27 日	平成 26 年 3 月 31 日
	平成 26 年 11 月 19 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 29 日
	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 11 月 28 日
	平成 29 年 3 月 31 日	平成 30 年 1 月 26 日	平成 30 年 3 月 28 日
	平成 31 年 1 月 25 日	令和 2 年 1 月 23 日	

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 3 条)

第 2 章 基本給

第 1 節 基本給の決定(第 4 条－第 12 条)

第 2 節 基本給の支給方法(第 13 条－第 16 条)

第 3 章 諸手当(第 17 条－第 26 条)

第 4 章 補則(第 27 条－第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の職員(以下「職員」という。)の給与の支給については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第 2 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 基本給

- ア 本俸
- イ 役職手当
- ウ 扶養手当

(2) 諸手当

- ア 特別都市手当
- イ 住居手当
- ウ 時間外勤務手当
- エ 通勤手当
- オ 単身赴任手当
- カ 管理職員特別勤務手当
- キ 特別手当

(給与の支払)

第 3 条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令若しくは別に定めるものがあるときは、通貨以外のもので支払い、又は給与の一部を控除して支払うことができる。

- 2 職員に対して給与の支払いをするときは、その都度、別に定める給与台帳に必要な事項を記入するものとする。

第2章 基本給

第1節 基本給の決定

(本俸)

第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に応じ、独立行政法人福祉医療機構職員本俸基準表(別表)により決定する。

(初任給の決定)

第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。

大学卒業 2等級1号俸

短大卒業 1等級25号俸

高等学校卒業 1等級17号俸

中学校卒業 1等級1号俸

- 2 前項の規定により定められた職員の初任給が、他の職員との均衡上著しく不当な場合においては、前項の規定にかかわらず、学歴、職歴及び経験年数を勘案し増額することができる。

(昇格)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合は、別に定める職務に対応する等級に昇格させることができる。

- (1) 室長又は次長から部長に昇格したとき。
- (2) 課長から部長、室長又は次長に昇格したとき。
- (3) 課長代理から課長に昇格したとき。
- (4) 係長から課長代理に昇格したとき。
- (5) 係員から係長に昇格したとき。
- (6) 前各号以外で特に昇格させることが適當と認められるとき。

- 2 前項に規定する部長、課長、課長代理及び係長には、これらの職に相当する職を含むものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、昇格に関し必要な事項は別に定める。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

- 4 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

(昇給の時期)

第8条 前条第1項に定める職員の昇給の日は、別に定める場合を除き、毎年4月1日とする。

(昇格、昇給等の実施)

第9条 第5条に規定する初任給の決定並びに第6条及び第7条に規定する昇格及び昇給の実施については、別に定める基準によるものとする。

(降給の実施)

第9条の2 独立行政法人福祉医療機構就業規則(平成15年規程第5号。以下「就業規則」という。)

第43条の2に規定する降格のほか、降給の実施については、別に定める基準によるものとする。

(役職手当)

第 10 条 役職手当は、審議役、部長又は支店長の職にある者にあっては月額 130,000 円、室長又は次長の職にある者にあっては月額 110,000 円、課長、グループリーダー又は調査役の職にある者のうち、別に定めるものにあっては月額 100,000 円、その他のものにあっては 80,000 円を支給する。

- 2 課長代理、チームリーダー又は上席システム専門職の職にある者のうち、別に定めるものにあっては、その者の本俸月額に 100 分の 8 の割合を乗じて得た額を支給する。
- 3 前 2 項による額が、別に定める基準による額から、その職員が受ける本俸及び扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その職員に支給する役職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額の範囲内の額とする。
- 4 第 19 条に規定する時間外勤務手当は、第 1 項に規定する者には支給しない。

(扶養手当)

第 11 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の等級が 7 等級である職員（以下「7 等級職員」という。）に対しては支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号の一に該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子、孫及び弟妹
 - (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（職務の等級が 6 等級である職員（以下「6 等級職員」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 12 条 新たに職員となった者に扶養親族（7 等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7 等級職員から 7 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（7 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 7 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
 - (3) 子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（7 等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、7 等級職員から 7 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 等級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（7 等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においては、扶養親族たる子に限る。）

てその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日に属する月の翌月(これら日の日が月の初日であるときは、その属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、7等級職員以外の職員から7等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7等級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(7等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(7等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある7等級職員が7等級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある6等級職員が6等級職員及び7等級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で7等級職員以外のものが7等級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で6等級職員及び7等級職員以外のものが6等級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

- 4 扶養手当の支給手続きについて必要な事項は、支給細則で定める。

第2節 基本給の支給方法

(本俸の支給日)

- 第13条 職員の本俸は、当月分を毎月15日(その日が就業規則第13条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日(以下「支給定日」という。))に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

(採用、退職等の場合の本俸の支給)

- 第14条 新たに職員になった者には、その日から本俸を支給し、昇給等により本俸の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

- 2 職員が退職し、又は就業規則第46条第1号から第3号まで若しくは同規則第47条の規定により解雇された場合は、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸を支給する。
- 3 職員が就業規則第46条第4号の規定により解雇された場合は、解雇された日の属する月の本俸の全額を支給する。
- 4 職員が就業規則第45条第1項第4号に規定する死亡退職に当たるときは、その死亡の日の属する月の本俸の全額を支給する。

(本俸の日割計算)

第15条 本俸を支給する場合にあっては、採用、解雇等により、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

(役職手当及び扶養手当の支給)

第16条 役職手当の支給については、第13条から第15条までの規定を、扶養手当の支給については第13条の規定を準用する。

第3章 諸手当

(特別都市手当)

第17条 特別都市手当は、本俸、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に東京都特別区に在勤する職員にあっては100分の12、大阪府大阪市に在勤する職員にあっては100分の9を乗じて得た額を支給する。

2 東京都特別区に在勤する職員が、大阪府大阪市に異動した場合(東京都特別区に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)においては、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、次の各号に掲げる特別都市手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に東京都特別区に異動した場合を除く。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 東京都特別区に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる特別都市手当(当該異動の日の前日における特別都市手当の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前の支給割合による特別都市手当。次号において同じ。)
 - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 前号の特別都市手当に100分の80を乗じて得た額
- 3 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人(機構を除く。)、地方公共団体又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)の職員が国等の機関の任命権者の要請に応じ退職し、引き続き職員となり、大阪府大阪市に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による特別都市手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。
- 4 特別都市手当の支給については、第13条から第15条までの規定を準用する。

(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(賃料を含む。次号において同じ。)を借り受け月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(職員宿舎及び公務員宿舎に居住している職員その他支給細則で定める職員を除く。)
 - (2) 第21条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員宿舎及び公務員宿舎を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、支給細則で定める。

(時間外勤務手当)

第19条 時間外勤務手当は、就業規則第14条の規定により、勤務時間外又は休日に勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられた職員に対して、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 時間外勤務が午前5時から午後10時までの間にあるときは、1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が休日の場合は、100分の135)を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

(2) 時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が休日の場合は、100分の160)を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

(3) 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務をした時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1号及び第2号の規定にかかわらず、1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額とする。

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

4 時間外勤務手当は、1箇月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア	自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員	2,000 円
イ	使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員	4,200 円
ウ	使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員	7,100 円
エ	使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員	10,000 円
オ	使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員	12,900 円
カ	使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員	15,800 円
キ	使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	18,700 円
ク	使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	21,600 円
ケ	使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	24,400 円
コ	使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	26,200 円
サ	使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	28,000 円
シ	使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	29,800 円
ス	使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員	31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 国等の機関の職員が国等の期間の任命権者の要請に応じ退職し、引き続いて職員となるための採用に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。)が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1 箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は支給細則で定める。

(単身赴任手当)

第 21 条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円(支給細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が支給細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて支給細則で定める額を加算した額)とする。
- 3 国等の機関に使用される者であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して支給細則で定める職員に限る。)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして支給細則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、支給細則で定める。
- 5 前 4 項に規定する支給細則で定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 22 条 第 10 条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)で同条第 4 項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第 1 項に規定する場合 同項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額(ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額)
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前 2 項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(特別手当)

第 23 条 特別手当は期末手当及び奨励手当とする。

- 2 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項、第 4 項、次条、第 25 条、第 32 条第 2 項及び附則(平成 23 年 4 月 1 日)第 2 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の支給細則で定める日(次条及び第 25 条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員についても支給細則で定める場合を除き同様とする。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に国家公務員の例に準じて支給細則に定める割合により計算した額とする。

- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額とする。
- 5 職員の職務の等級が3等級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額にその者の職制上の段階、職務の等級等を考慮して次表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に本俸月額に次表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

表ア

職員	加算割合
職務の等級7等級及び6等級の職員	100分の20
職務の等級5等級の職員	100分の15
職務の等級4等級の職員	100分の10
職務の等級3等級の職員	100分の5

表イ

職務の区分	割増率
審議役、部長、支店長、室長又は次長	100分の23以内
課長又はグループリーダー若しくは調査役	100分の14以内

- 6 奨励手当は、6月1日及び12月1日(以下この項、次項、第8項、第32条第3項及び附則(平成23年4月1日)第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員についても支給細則で定める場合を除き同様とする。
- 7 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に支給細則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額にそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を加算した額を基礎として国家公務員の例に準じて支給細則に定める割合により計算した額を超えてはならない。
- 8 前項の奨励手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額とする。
- 9 第5項の規定は、第7項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、第5項中「前項」とあるのは、「第8項」と読み替えるものとする。
- 10 国等の機関の職員から引き続き機構の職員となった者で理事長が指定する者については、その者が国等の機関に在職した期間は、第3項及び第7項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。
- 11 前10項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は支給細則で定める。
- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に関する期末手当(第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第47条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

第26条 前2条の規定は、第23条第6項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「第2項」とあるのは「第6項」と、「基準日」とあるのは「前条第6項に規定する基準日」と、「支給日」とあるのは「前条第6項に規定する支給細則で定める日」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(給与の減額)

第27条 就業規則第21条の規定により無届欠勤として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第28条 職員が傷病により欠勤したときは、その欠勤の期間が90日に達するまでは基本給、特別都市手当及び住居手当の全額を支給する。なお、就業規則第20条第5項の規定により、その欠勤の期間が90日を超えるときは、90日を超える期間については、扶養手当、住居手当はその全額を、本俸、特別都市手当はその半額を支給する。

2 就業規則第21条の規定により無届欠勤として取り扱われる場合を除き、前項以外の理由により欠勤(就業規則第17条に規定する遅刻、早退を含む。)したときは、欠勤日数年12日に限り基本給、特別都市手当及び住居手当の全額を支給し、それ以外の欠勤した期間については、扶養手当は全額を、本俸、特別都市手当及び住居手当はその半額を支給する。

(欠勤等の特別取扱)

第29条 前項の規定にかかわらず、就業規則第50条第2項、同規則第51条第3項又は同規則第52条第2項の規定により出勤として取り扱われた職員に対しては、給与の全額を支給する。

(休日等の取扱)

第30条 休日(日曜日及び土曜日を除く。)、就業規則第23条に規定する年次有給休暇、同規則第26条に規定する特別有給休暇及び同規則第28条に規定する休暇のうち有給休暇とされる日については、給与の全額を支給する。

(介護休業者の取扱い)

第31条 就業規則第29条に規定する介護休業については、その期間の勤務しない1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項の規定により給与額を減額する場合において、その給与期間において勤務すべき全時間が介護休業であった場合又は本俸及びこれに対する特別都市手当の額から減額すべき金額がその給与期間に対する本俸及びこれに対する特別都市手当の額より大であるか若しくはこれに等しい場合の減額すべき給与額は、その給与期間に対する本俸及びこれに対する特別都市手当の額とする。

3 前2項に定める事項のほか、介護休業者に係る給与の減額に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業者等の取扱い)

第32条 就業規則第29条に規定する育児休業をしている者の当該育児休業期間については、給与を支給しない。

2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(休暇の期間その他就業規則に基づき勤務を要しないとされる期間のうち次の各号に掲げる期間を除いた期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(1) 就業規則第29条に規定する育児休業をしていた期間

(2) 就業規則第58条第4号の規定により停職にされていた期間

(3) 就業規則第40条の規定により休職にされていた期間(職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合を除く。)

3 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る奨励手当を支給する。

4 育児時間及び介護時間(就業規則第29条の規定により別に定めるもの)として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、その勤務しない1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

5 前3項に定める事項のほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業者等の取扱い)

第32条の2 就業規則第29条の2に規定する配偶者同行休業をしている者の当該配偶者同行休業期間について、給与を支給しない。

(休職者の給与)

第33条 就業規則第42条第2項の規定による休職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合は、休職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第40条の規定により休職を命ぜられた場合は、役職手当を除く基本給、特別都市手当、住居手当及び期末手当(ウに掲げる場合は期末手当は除く。)に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

ア 同条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた場合 100分の80

イ 同条同項第2号の規定により休職を命ぜられた場合 当該休職期間が満1年に達するまでは100分の80

- 当該休職期間が満 1 年を超えるときは 100 分の 60
- ウ 同条同項第 3 号の規定により休職を命ぜられた場合 100 分の 60
- エ 同条同項第 4 号の規定により休職を命ぜられた場合 その都度定める割合

(懲戒の場合の給与)

第 34 条 就業規則第 58 条の規定に基づく懲戒処分を行った場合の給与については、別に定める。

(端数の処理)

第 35 条 給与の各項目の金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 機構の設立の際、社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員に任命された者の事業団の職員であった期間は機構の職員であったものとみなして、この規程の規定を適用する。
- 3 削除
- 4 平成 11 年 4 月 1 日(以下「基準日」という。)前から引き続き社会福祉・医療事業団職員本俸基準表の適用を受けていた職員のうち、基準日において 55 歳を超えている職員の昇給については、第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、58 歳まで昇給させることができる。
- 5 基準日前から引き続き社会福祉・医療事業団職員本俸基準表の適用を受けていた職員のうち、基準日において 53 歳を超え、55 歳を超えていない職員については、第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、2 回に限り昇給をさせることができ、基準日において 50 歳を超え、53 歳を超えていない職員については、同項本文の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、1 回に限り昇給をさせることができる。ただし、基準日において 53 歳を超えていない職員のうち、休職、育児休業又は介護休業等により、復職時における本俸月額の調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が 55 歳に達した日後となるものには、この項の規定による昇給をさせることができない。
- 6 基準日以後に新たに社会福祉・医療事業団職員本俸基準表または独立行政法人福祉医療機構職員本俸基準表の適用を受けることとなった職員のうち、独立行政法人福祉医療機構職員退職手当支給規程(平成 15 年規程第 9 号)第 7 条第 1 項に規定する国家公務員等となり、国家公務員等として勤務した後基準日以後に引き続いて職員となり、引き続き職員として在職している者(基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続いて職員となった日(以下「復帰日」という。)までの間において、国家公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかった期間がないもの及び基準日前において国家公務員等として在職していたことがある者で、基準日前の直近の国家公務員等として在職していた日から当該引き続いて職員となった日(以下「採用日」という。)までの間において、国家公務員等として在職していなかった期間がないものに限る。)で、基準日において 50 歳を超え、58 歳を超えていない職員の 55 歳に達した日後における昇給については、前項本文の規定を準用する。ただし、基準日において 53 歳を超えていない職員のうち、復帰日又は採用日が 55 歳に達した日後である職員で復帰日又は採用日における俸給月額を決定する際の計算の過程においてこの項の規定による昇給をしたこととされたもの及び休職、育児休業又は介護休業等により、復職時における本俸月額の調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が 55 歳に達した日後となるものには、この項の規定による昇給をさせることができない。
- 7 第 7 条第 1 項及び第 3 項ただし書きの規定は、平成 16 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの間、適用しない。

附 則(平成 15 年 12 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 15 年 12 月 1 日から実施する。

- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、本改正後の第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 事業団の職員であった者で引き続き機構の職員となった者にあっては、平成 15 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 9 月 30 日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において事業団の職員として受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額(機構設立後に職員となった者にあっては、新たに職員となった日において受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額の合計額)に 100 分の 1.07 を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年 4 月から 11 月までの月数(同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、事業団又は機構の職員として在職しなかった期間がある場合、休職期間(就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。)がある場合又は第 32 条第 5 項に規定する部分休業による給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成 15 年 6 月に事業団の職員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日)

- 1 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この規程の実施の際、現に改正前の第 17 条第 2 項の規定を受けている職員に対する改正後の同条第 2 項の規定の適用については、同条第 2 項中「から 2 年を経過する」とあるのは「から 3 年を経過する日又は平成 18 年 3 月 31 日のいずれか早い日」と、「同日以後 1 年を経過する日」とあるのは「平成 17 年 3 月 31 日」と、「2 年を経過する日」とあるのは「3 年を経過する日又は平成 18 年 3 月 31 日のいずれか早い日」とする。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日)

この規程の一部改正は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 改正前の職員給与規程の規定による職務の等級の号俸(以下「旧等級号俸」という。)を受ける職員の平成 17 年 1 月 1 日(以下「切替日」という。)における等級号俸は、その者の旧等級号俸に対応する附則別表の本俸切替表に定める号俸とする。
- 3 前項の本俸切替表に基づき切替日に受けしたこととなった本俸、役職手当及び特別都市手当の月額の合計額が、切替日の前日に旧職員給与規程の規定により受けていた本俸、役職手当及び特別都市手当の月額の合計額を下回る場合は、切替日から平成 19 年 3 月 31 日までの間(以下「経過期間」という。)に限り、その差額(100 円未満切り捨て。以下「経過的支給額」という。)を支給する。ただし、切替日以降の経過期間において昇格又は昇給した者にあっては、当該昇格又は昇給による増加額(手当等の増加による特別都市手当の増加額を含む。)を控除した額を経過的支給額として支給する。
- 4 職員給与規程(平成 15 年 10 月 1 日規程第 7 号)附則第 3 項を次のように改める。

「3 削除」

- 5 改正前の第17条第2項の附則の適用を受けている者にあっては、切替日の前日まで、なお従前の例による。切替日以降、同条第2項中「1年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成17年3月31日のいずれか早い日」とする。
 - 6 前各号に定めるもののほか、この一部改正に伴い、必要な事項は理事長が別に定める。

附則別表

本俸切替表(附則第2項関係)

1 / 2

部長		次長		課長	
現	新	現	新	現	新
1 甲 1		1 甲 1		1 乙 1	
1 甲 2		1 甲 2		1 乙 2	5—1
1 甲 3		1 甲 3	6—1	1 乙 3	5—2
1 甲 4		1 甲 4	6—2	1 乙 4	5—3
1 甲 5		1 甲 5	6—3	1 乙 5	5—4
1 甲 6	7—1	1 甲 6	6—4	1 乙 6	5—5
1 甲 7	7—2	1 甲 7	6—5	1 乙 7	5—6
1 甲 8	7—3	1 甲 8	6—6	1 乙 8	5—7
1 甲 9	7—4	1 甲 9	6—7	1 乙 9	5—8
1 甲 10	7—5	1 甲 10	6—8	1 乙 10	5—9
1 甲 11	7—6	1 甲 11	6—9	1 乙 11	5—10
1 甲 12	7—7	1 甲 12	6—10	1 乙 12	5—11
1 甲 13	7—8	1 甲 13	6—11	1 乙 13	5—12
1 甲 14	7—9	1 甲 14	6—12	1 乙 14	5—13
1 甲 15	7—10	1 甲 15	6—13	1 乙 15	5—14
1 甲 16	7—11	1 甲 16	6—14	1 乙 16	5—15
1 甲 17	7—12	1 甲 17	6—15	1 乙 17	5—16
1 甲 18	7—13	1 甲 18	6—16	1 乙 18	5—17
1 甲 19	7—14	1 甲 19	6—17	1 乙 19	5—18
	7—15		6—18	1 乙 20	5—19
	7—16		6—19	1 乙 21	5—20
	7—17		6—20	1 乙 22	5—21
	7—18		6—21		5—22
	7—19		6—22		
	7—20				

2 / 2

3—6	2—2	4—3	4—6	3—2	3—6	5—6	2—6	6—6	1—6
3—7	2—3	4—4	4—7	3—3	3—7	5—7	2—7	6—7	1—7
3—8	2—4	4—5	4—8	3—4	3—8	5—8	2—8	6—8	1—8
3—9	2—5	4—6	4—9	3—5	3—9	5—9	2—9	6—9	1—9
3—10	2—6	4—7	4—10	3—6	3—10	5—10	2—10	6—10	1—10
3—11	2—7	4—8	4—11	3—7	3—11	5—11	2—11	6—11	1—11
3—12	2—8	4—9	4—12	3—8	3—12	5—12	2—12	6—12	1—12
3—13	2—9	4—10	4—13	3—9	3—13	5—13	2—13	6—13	1—13
3—14	2—10	4—11	4—14	3—10	3—14	5—14	2—14	6—14	1—14
3—15	2—11	4—12	4—15	3—11	3—15	5—15	2—15	6—15	1—15
3—16	2—12	4—13	4—16	3—12	3—16	5—16	2—16	6—16	1—16
3—17	2—13	4—14	4—17	3—13	3—17	5—17	2—17	6—17	1—17
3—18	2—14	4—15	4—18	3—14	3—18	5—18	2—18	6—18	1—18
3—19	2—15	4—16	4—19	3—15	3—19	5—19	2—19	6—19	1—19
3—20	2—16	4—17	4—20	3—16	3—20	5—20	2—20	6—20	1—20
3—21	2—17	4—18	4—21	3—17	3—21	5—21	2—21	6—21	1—21
3—22	2—18	4—19	4—22	3—18	3—22	5—22	2—22	6—22	1—22
	2—19	4—20	4—23	3—19	3—23				
	2—20	4—21	4—24	3—20	3—24				
	2—21	4—22	4—25	3—21	3—25				
	2—22	4—23	4—26	3—22	3—26				
	2 特 1	4—24	4 特 1	3 特 1	3 特 1				
		4—25	4 特 2	3 特 2	3 特 2				
			4 特 3	3 特 3	3 特 3				

(備考) 新等級号俸への切替えにあたっては、平成 15 年 10 月 1 日附則第 7 項の規定により、平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間、第 7 条第 1 項及び第 3 項ただし書きに該当する者については、昇給があったものとみなして現在受けている号俸の直近上位の号俸に切替える。

(注) 本俸切替表中「現」は改正前の職員給与規程に定める本俸基準表を、「新」は改正後の職員給与規程に定める本俸基準表を示している。

附 則(平成 17 年 5 月 1 日)

- この規程の一部改正は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。
- この改正の前日に課長代理の役職手当の支給を受けていた者で、この規程の一部改正の実施日以降、課長代理の役職手当の支給を受けられなくなる者にあっては、施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 6 の割合を乗じて得た額(昇給月が平成 17 年 7 月、10 月及び平成 18 年 1 月の者にあっては、当該昇給日の前日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 8 の割合を乗じて得た額)、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 3 の割合を乗じて得た額(昇給月が平成 18 年 7 月、10 月及び平成 19 年 1 月の者にあっては、当該昇給日の前日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 6 の割合を乗じて得た額)を支給する。ただし、経過期間において上位の職に昇格した者を除く。

附 則(平成 17 年 6 月 23 日)

- この規程の一部改正は、平成 17 年 6 月 23 日から実施し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。
- 平成 17 年 6 月期の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその

者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。

- 3 平成 16 年 12 月 31 日に旧 2 等級の号俸を受けていた課長代理又は室長代理(平成 17 年 4 月 1 日に昇格した者を除く。)及び旧 3 等級の号俸を受けていた係長(主査を含む。)については、第 23 条第 5 項表アの加算割合に、切替日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、100 分の 4、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、100 分の 2 をそれぞれ加算する。

附 則(平成 17 年 12 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 平成 17 年 12 月の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。
- 3 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 17 年 4 月 1 日(同月 2 日から実施日の前日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員として受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年 4 月から 11 月までの月数(同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間がある場合、休職期間(就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。)をいう。)がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 17 年 6 月に機構の職員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 4 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 実施日の前日において、年金資金運用基金(以下「基金」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の基金の職員であった期間は機構の職員であったものとみなす。

附 則(平成 18 年 6 月 21 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 18 年 6 月 21 日から実施し、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 平成 18 年度の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規程の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 19 年 11 月 30 日)

- この規程の一部改正は、平成 19 年 11 月 30 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- この規程の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 実施日の前日において別表の本俸基準表の適用を受けていた職員の実施日における号俸は、次項に規定する職員を除き、実施日の前日においてその者が属していた職務の級、その者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて、附則別表の本俸切替表に定める号俸とする。
- 実施日の前日において別表の本俸基準表に定める職務の等級における最高の号俸を超える本俸月額を受けていた職員の実施日における号俸は、同表に定める最高の号俸とする。
- 次の各号に掲げる職員の、第 2 項に規定するその者が旧号俸を受けていた期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
 - 今次改正等がないものとした場合における実施日以後の最初の昇給について、実施日前において昇給延伸の事由に該当した職員(次号及び第 3 号に掲げる職員を除く。) 実施日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から実施日の前日までの期間に相当する期間
 - 実施日の前日において次に掲げる職員であった者 0
 - 就業規則第 40 条の規定により休職を命ぜられていた職員
 - 就業規則第 29 条の規定により育児休業をしていた職員
 - 前号イ及びロに掲げる職員、就業規則第 19 条に規定する欠勤又は同規則第 29 条に規定する介護休業のため引き続き勤務しない職員となった後、実施日前に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、調整の時期に達していなかったもの 今次改正等がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日から実施日の前日までの期間に相当する期間
 - 今次改正等がないものとした場合において改正前の職員給与規程第 7 条第 4 項の規定により実施日以後の昇給がないこととなる職員(前二号に掲げる職員を除く。) 0
- 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 前項の規定については、第 10 条、第 17 条、第 19 条及び第 23 条の適用にあっても同様とする。
- 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この附則の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

この規程の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 21 年 12 月 1 日)

- この規程の一部改正は、平成 21 年 12 月 1 日から実施する。
- 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外

の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第21条第2項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間、休職期間(就業規則第42条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。)をいう。)がある場合又は就業規則第29条に規定する育児休業又は第32条第5項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1等級	1号俸から63号俸まで
2等級	1号俸から24号俸まで
3等級	1号俸から8号俸まで

- (2) 平成21年6月に減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 職員給与規程附則(平成20年4月1日)第5項を次のように改める。

5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けている本俸月額(給与規程附則(平成21年12月1日)第2項第1号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該本俸月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

附 則(平成22年4月1日)

- 1 この規程の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 職員給与規程附則(平成20年4月1日)第5項を次のように改める。
- 5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けている本俸月額(給与規程附則(平成21年12月1日)第2項第1号に規定する減額改定対象職員にあっては、平成22年3月31日においてその者が受けている本俸月額に100分の99.22を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

附 則(平成22年12月1日)

- 1 この規程の一部改正は、平成22年12月1日から実施する。
- 2 当分の間、職員(職務の等級が4等級以上である者に限る。以下この項、次項及び第8項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(当該特定職員が第28条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により支給される本俸月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額
- (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

- (3) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第 7 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (6) 第 33 条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第 33 条第 1 号 前各号に定める額
- イ 第 33 条第 2 号ア又はイ前段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ウ 第 33 条第 2 号イ後段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額
- エ 第 33 条第 2 号ウ 第 1 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額
- オ 第 33 条第 2 号エ 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 前項(第 4 号及び第 5 号を除く。以下この項において同じ。)に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。
- 4 第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であつて職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者にあっては、その減額改定対象職員となつた日)において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかつた期間、休職期間(就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。)を

いう。)がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業又は第 32 条第 5 項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 85 号俸まで
2 等級	1 号俸から 57 号俸まで
3 等級	1 号俸から 40 号俸まで
4 等級	1 号俸から 16 号俸まで

- (2) 平成 22 年 6 月に減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
- 6 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 職員給与規程附則(平成 20 年 4 月 1 日)第 5 項を次のように改める。
- 5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けている本俸月額(給与規程附則(平成 22 年 12 月 1 日)第 5 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあっては、平成 22 年 11 月 30 日においてその者が受けている本俸月額に 100 分の 99.83 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 8 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「同日後」とする。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 当分の間、職員(職務の等級が 4 等級以上である者に限る。以下この項、次項及び第 4 項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(当該特定職員が第 28 条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定により支給される本俸月額。以下同じ。)に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (3) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額に、100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イ

の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の2.0を乗じて得た額

- (6) 第33条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第33条第1号 前各号に定める額
 - イ 第33条第2号ア又はイ前段の規定 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第33条第2号イ後段の規定 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額
 - エ 第33条第2号ウ 第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額
 - オ 第33条第2号エ 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 前項(第4号及び第5号を除く。以下この項において同じ。)に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第14条及び第15条の規定を準用する。
- 4 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第19条第1項、第27条、第31条第1項及び第32条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条第2項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額に100分の2.0を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附則別表

本俸切替表

旧号俸	＼ 経過期間	旧等級						
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3	3	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4	4	4	4	4
	12月以上	5	5	5	5	5	5	5
2	3月未満	5	5	5	5	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6	6	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7	7	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8	8	8	8	8
	12月以上	9	9	9	9	9	9	9
3	3月未満	9	9	9	9	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10	10	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11	11	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12	12	12	12	12
	12月以上	13	13	13	13	13	13	13
4	3月未満	13	13	13	13	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14	14	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15	15	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16	16	16	16	16

	12月以上	17	17	17	17	17	17
5	3月未満	17	17	17	17	17	17
	3月以上 6月未満	18	18	18	18	18	18
	6月以上 9月未満	19	19	19	19	19	19
	9月以上 12月未満	20	20	20	20	20	20
	12月以上	21	21	21	21	21	21
6	3月未満	21	21	21	21	21	21
	3月以上 6月未満	22	22	22	22	22	22
	6月以上 9月未満	23	23	23	23	23	23
	9月以上 12月未満	24	24	24	24	24	24
	12月以上	25	25	25	25	25	25
7	3月未満	25	25	25	25	25	25
	3月以上 6月未満	26	26	26	26	26	26
	6月以上 9月未満	27	27	27	27	27	27
	9月以上 12月未満	28	28	28	28	28	28
	12月以上	29	29	29	29	29	29
8	3月未満	29	29	29	29	29	29
	3月以上 6月未満	30	30	30	30	30	30
	6月以上 9月未満	31	31	31	31	31	31
	9月以上 12月未満	32	32	32	32	32	32
	12月以上	33	33	33	33	33	33
9	3月未満	33	33	33	33	33	33
	3月以上 6月未満	34	34	34	34	34	34
	6月以上 9月未満	35	35	35	35	35	35
	9月以上 12月未満	36	36	36	36	36	36
	12月以上	37	37	37	37	37	37
10	3月未満	37	37	37	37	37	37
	3月以上 6月未満	38	38	38	38	38	38
	6月以上 9月未満	39	39	39	39	39	39
	9月以上 12月未満	40	40	40	40	40	40
	12月以上	41	41	41	41	41	41
11	3月未満	41	41	41	41	41	41
	3月以上 6月未満	42	42	42	42	42	42
	6月以上 9月未満	43	43	43	43	43	43
	9月以上 12月未満	44	44	44	44	44	44
	12月以上	45	45	45	45	45	45
12	3月未満	45	45	45	45	45	45
	3月以上 6月未満	46	46	46	46	46	46
	6月以上 9月未満	47	47	47	47	47	47
	9月以上 12月未満	48	48	48	48	48	48
	12月以上	49	49	49	49	49	49
13	3月未満	49	49	49	49	49	49
	3月以上 6月未満	50	50	50	50	50	50
	6月以上 9月未満	51	51	51	51	51	51
	9月以上 12月未満	52	52	52	52	52	52
	12月以上	53	53	53	53	53	53
14	3月未満	53	53	53	53	53	53
	3月以上 6月未満	54	54	54	54	54	54

	6月以上9月末満	55	55	55	55	55	55
	9月以上12月末満	56	56	56	56	56	56
	12月以上	57	57	57	57	57	57
15	3月末満	57	57	57	57	57	57
	3月以上6月末満	58	58	58	58	58	58
	6月以上9月末満	59	59	59	59	59	59
	9月以上12月末満	60	60	60	60	60	60
	12月以上	61	61	61	61	61	61
16	3月末満	61	61	61	61	61	61
	3月以上6月末満	62	62	62	62	62	62
	6月以上9月末満	63	63	63	63	63	63
	9月以上12月末満	64	64	64	64	64	64
	12月以上	65	65	65	65	65	65
17	3月末満	65	65	65	65	65	65
	3月以上6月末満	66	66	66	66	66	66
	6月以上9月末満	67	67	67	67	67	67
	9月以上12月末満	68	68	68	68	68	68
	12月以上	69	69	69	69	69	69
18	3月末満	69	69	69	69	69	69
	3月以上6月末満	70	70	70	70	70	70
	6月以上9月末満	71	71	71	71	71	71
	9月以上12月末満	72	72	72	72	72	72
	12月以上	73	73	73	73	73	73
19	3月末満	73	73	73	73	73	73
	3月以上6月末満	74	74	74	74	74	74
	6月以上9月末満	75	75	75	75	75	75
	9月以上12月末満	76	76	76	76	76	76
	12月以上	77	77	77	77	77	77
20	3月末満	77	77	77	77	77	77
	3月以上6月末満	78	78	78	78	78	77
	6月以上9月末満	79	79	79	79	79	77
	9月以上12月末満	80	80	80	80	80	77
	12月以上	81	81	81	81	81	77
21	3月末満	81	81	81	81	81	
	3月以上6月末満	82	82	82	82	82	
	6月以上9月末満	83	83	83	83	83	
	9月以上12月末満	84	84	84	84	84	
	12月以上	85	85	85	85	85	
22	3月末満	85	85	85	85	85	
	3月以上6月末満	85	85	86	86	85	
	6月以上9月末満	85	85	87	87	85	
	9月以上12月末満	85	85	88	88	85	
	12月以上	85	85	89	89	85	
23	3月末満			89	89		
	3月以上6月末満			90	90		
	6月以上9月末満			91	91		
	9月以上12月末満			92	92		
	12月以上			93	93		

24	3月未満		93	93		
	3月以上 6月未満		94	94		
	6月以上 9月未満		95	95		
	9月以上 12月未満		96	96		
	12月以上		97	97		
25	3月未満		97	97		
	3月以上 6月未満		98	97		
	6月以上 9月未満		99	97		
	9月以上 12月未満		100	97		
	12月以上		101	97		
26	3月未満		101			
	3月以上 6月未満		101			
	6月以上 9月未満		101			
	9月以上 12月未満		101			
	12月以上		101			

附 則(平成 24 年 3 月 27 日)

- この規程の一部改正は、平成 24 年 3 月 27 日から実施し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。ただし、第 27 条及び第 28 条の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 前項ただし書きの実施の日前から引き続き傷病により欠勤している職員の給与については、第 27 条及び第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から翌年 2 月 29 日までの間に職員以外の者又は職員であつて職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。）の月額の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間、休職期間（就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業又は第 32 条第 5 項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 85 号俸まで
2 等級	1 号俸から 65 号俸まで
3 等級	1 号俸から 48 号俸まで
4 等級	1 号俸から 24 号俸まで
5 等級	1 号俸から 10 号俸まで

- 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
- 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 職員給与規程附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を次のように改める。

5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けている本俸月額（給与規程附則（平成 24 年 3 月 1 日）第 5 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあっては、平成 24 年 2 月 29 日においてその者が受けている本俸月額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

6 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、職員に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本俸月額 当該職員の本俸月額に当該職員の職務の等級に応じそれぞれ次の表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

職務の等級	割合
2 等級以下	100 分の 4.77
3 等級から 4 等級まで	100 分の 7.77
5 等級以上	100 分の 9.77

(2) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(3) 特別都市手当 当該職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

(5) 奨励手当 当該職員が受けるべき奨励手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

(6) 第 33 条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 33 条第 1 号 前各号に定める額

イ 第 33 条第 2 号ア又はイ前段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 33 条第 2 号イ後段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

エ 第 33 条第 2 号ウ 第 1 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

オ 第 33 条第 2 号エ 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に、同号エの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

7 第 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

8 特例期間においては、附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項の規定の適用を受ける職員に対する第 5 項及び第 6 項の規定の適用については、第 5 項第 1 号中「本俸月額に」とあるのは「本俸月額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 2 号中「役職手当の月額に」とあるのは「役職手当から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 3 号中「本俸月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額に対する特別都市手当の月額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号中「奨励手当の額」とあ

るるのは「奨励手当の額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号ア中「前各号」とあるのは「第 7 項の規定により読み替えられた前各号」と、同号イ、ウ及びオ中「第 1 号、第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 7 項の規定により読み替えられた第 1 号、第 3 号及び第 4 号」と、同号エ中「第 1 号及び第 3 号」とあるのは「第 7 項の規定により読み替えられた第 1 号及び第 3 号」と、第 6 項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 4 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 9 第 6 項から第 8 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日)

この規程の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日)

この規程の一部改正は、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日)

この規程の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 26 年 11 月 19 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 26 年 11 月 19 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 職員給与規程附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を次のように改める。

5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けている本俸月額（実施日における職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級号俸欄に掲げるものである職員（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、平成 27 年 3 月 31 日においてその者が受けている本俸月額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

職務の等級	号俸
3 等級	91 号俸から 101 号俸まで
4 等級	65 号俸から 97 号俸まで
5 等級	67 号俸から 85 号俸まで
6 等級	69 号俸から 85 号俸まで
7 等級	57 号俸から 77 号俸まで

- 3 実施日の前日から引き続き本俸基準表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が、実施日において改正前の本俸基準表及び附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を適用するものとした場合に受けることとなる本俸月額（実施日後副参事となった者にあっては、当該額に 100 分の 90 を乗じて得た額。以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなる者（別に定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100 分の 98 を乗じて得た額）を本俸とし

て支給する。ただし、実施日において第6条の規定により昇格した職員にあっては、当該昇格が行われなかったとした場合に同日において改正前の本俸基準表の適用により受けることとなる本俸月額を基準額とする。

- 4 第3項の規定による本俸を支給される職員に関する第10条第2項、第19条第2項及び第23条第5項（第23条第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「本俸月額」とあるのは「本俸月額と附則（平成27年3月31日）第2項の規定による本俸の額の合計額」とする。
- 5 実施日から平成30年3月31日までの間における第21条の適用については、「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。

附 則(平成28年2月29日)

- 1 この規程の一部改正は、平成28年3月1日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。

5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けている本俸月額（実施日における職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級号俸欄に掲げるものである職員にあっては、平成27年3月31日においてその者が受けている本俸月額に1,100円を加算して得た額とする。）に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

職務の等級	号俸
1等級	1号俸から85号俸まで
2等級	1号俸から85号俸まで
3等級	1号俸から101号俸まで
4等級	1号俸から97号俸まで
5等級	1号俸から85号俸まで
6等級	1号俸から85号俸まで
7等級	1号俸から77号俸まで

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなし、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成28年3月に支給する。

附 則(平成28年3月31日)

- 1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 附則（平成27年3月31日）の一部を次のように改正する。
附則（平成27年3月31日）5中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則(平成28年3月31日)

- 1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 附則（平成27年3月31日）の一部を次のように改正する。
附則（平成27年3月31日）5中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則(平成28年11月28日)

- 1 この規程の一部改正は、平成28年12月1日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。
5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成27年3月31日においてその者が受けている本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とす

る。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなし、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成 28 年 12 月に支給する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、前項による改正後の独立行政法人福祉医療機構職員給与規程（以下この附則において「新職員給与規程」という。）第 11 条及び第 12 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、前項による改正前の独立行政法人福祉医療機構職員給与規程（以下この附則において「旧職員給与規程」という。）第 11 条及び第 12 条の規定を適用する。この場合において、旧職員給与規程第 11 条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「10,000 円」と、「6,500 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 8,000 円とし、その他の扶養親族は 6,500 円」と、「11,000 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円、その他の扶養親族は 9,000 円」とする。
 - (2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、旧職員給与規程第 11 条及び第 12 条の規定を適用する。この場合において、旧職員給与規程第 11 条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「6,500 円」と、「6,500 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円とし、その他の扶養親族は 6,500 円」と、「11,000 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円、その他の扶養親族は 6,500 円」とする。
- 3 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第 11 条第 1 項ただし書並びに第 12 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、新職員給与規程第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 6 等級」とあるのは「が 6 等級以上」と、「6 等級職員」とあるのは「6 等級以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（7 等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7 等級職員から 7 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（7 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 7 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（7 等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7 等級職員から 7 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7 等級職員以外の職員から 7 等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（7 等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「6 等級職員

が6等級職員及び7等級職員」とあるのは「6等級以上職員が6等級以上職員」と、同項第6号中「6等級職員及び7等級職員」とあるのは「6等級以上職員」と、「が6等級職員」とあるのは「が6等級以上職員」とする。

附 則(平成30年1月26日)

- 1 この規程の一部改正は、平成30年2月1日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。

5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成29年3月31日においてその者が受けている本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成30年2月に支給する。

附 則(平成30年3月28日)

- 1 この規程の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、職員（職務の等級が5等級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額（当該特定職員が第28条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定により支給される本俸月額。以下同じ。）に100分の0.5を乗じて得た額
 - (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (3) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.5を乗じて得た額
 - (5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（第23条第9項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (6) 第33条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第33条第1号 前各号に定める額
 - イ 第33条第2号ア又はイ前段の規定 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

- ウ 第33条第2号イ後段の規定 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額
- エ 第33条第2号ウ 第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額
- オ 第33条第2号エ 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 前項（第4号及び第5号を除く。以下この項において同じ。）に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第14条及び第15条の規定を準用する。
- 4 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第19条第1項、第27条、第31条第1項及び第32条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条第2項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額に100分の0.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成31年1月25日)

- 1 この規程の一部改正は、平成31年2月1日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。
- 5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成30年3月31日においてその者が受けている本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成31年2月に支給する。

附 則(令和2年1月23日)

- 1 この規程の一部改正は、令和2年2月1日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。
- 5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成31年3月31日においてその者が受けている本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和2年2月に支給する。

別表

独立行政法人福祉医療機構本俸基準表

(平成31年4月1日適用)

等級 号俸	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
1	469,600	437,500	379,500	299,100	233,500	195,500	138,600
2	472,400	440,200	382,300	301,900	235,700	197,500	139,800
3	475,100	442,700	385,200	304,300	237,300	199,600	141,000
4	477,900	445,500	388,200	307,200	239,000	201,500	142,200

5	480, 600	448, 500	391, 200	310, 100	240, 700	203, 500	143, 500
6	483, 300	451, 300	394, 200	313, 000	242, 400	205, 600	144, 900
7	486, 100	454, 200	397, 200	315, 900	243, 900	207, 600	146, 200
8	488, 900	457, 100	400, 000	318, 800	245, 800	209, 600	147, 500
9	491, 600	459, 900	402, 900	321, 700	247, 300	211, 700	148, 800
10	494, 500	462, 600	405, 900	324, 700	249, 000	213, 600	150, 100
11	497, 300	465, 100	408, 500	327, 600	250, 800	215, 700	151, 400
12	500, 200	467, 800	411, 400	330, 600	252, 300	217, 700	152, 700
13	502, 700	470, 200	414, 100	333, 300	253, 700	219, 700	154, 000
14	505, 500	472, 700	416, 700	336, 100	255, 200	221, 600	155, 400
15	508, 200	475, 300	419, 500	339, 000	257, 000	223, 400	156, 800
16	511, 000	477, 900	422, 400	341, 900	258, 900	225, 400	158, 200
17	513, 500	480, 400	424, 900	344, 400	260, 800	227, 300	159, 700
18	516, 200	483, 000	427, 700	347, 200	262, 800	229, 100	161, 400
19	518, 800	485, 700	430, 500	350, 200	265, 200	230, 900	163, 100
20	521, 500	488, 400	433, 400	353, 000	267, 300	232, 600	164, 800
21	524, 100	490, 900	436, 300	355, 800	269, 600	234, 400	166, 500
22	526, 600	493, 500	439, 100	358, 600	271, 600	236, 000	168, 200
23	529, 100	496, 100	441, 800	361, 600	273, 600	237, 800	170, 000
24	531, 700	498, 700	444, 400	364, 500	275, 900	239, 600	171, 600
25	534, 200	501, 200	447, 100	366, 900	278, 200	241, 200	173, 300
26	536, 500	503, 600	449, 700	369, 800	280, 500	242, 600	175, 100
27	539, 000	506, 000	452, 300	372, 600	282, 700	244, 200	176, 800
28	541, 500	508, 400	454, 800	375, 100	284, 900	245, 600	178, 500
29	543, 800	510, 900	457, 600	377, 900	287, 100	247, 300	180, 300
30	546, 000	513, 200	459, 500	380, 800	289, 400	248, 900	182, 100
31	548, 300	515, 500	461, 400	383, 500	291, 700	250, 700	183, 900
32	550, 500	517, 700	463, 300	386, 200	293, 900	252, 200	185, 700
33	552, 800	519, 900	465, 100	389, 000	296, 300	253, 500	187, 300
34	555, 000	522, 100	466, 900	391, 800	298, 700	255, 300	189, 100
35	557, 200	524, 300	468, 700	394, 400	300, 800	257, 000	190, 900
36	559, 400	526, 500	470, 600	397, 000	303, 200	258, 700	192, 700
37	561, 600	528, 600	472, 300	399, 900	305, 700	260, 400	194, 400
38	562, 600	529, 700	474, 100	402, 700	308, 100	262, 200	195, 900
39	563, 600	530, 800	475, 900	405, 500	310, 400	263, 600	197, 600
40	564, 600	531, 900	477, 600	408, 200	312, 700	265, 500	199, 400
41	565, 600	533, 000	479, 500	410, 800	314, 800	267, 400	201, 200
42	566, 600	534, 100	481, 300	412, 400	316, 800	268, 500	202, 800
43	567, 500	535, 200	483, 100	413, 900	319, 200	269, 800	204, 600
44	568, 400	536, 300	484, 900	415, 400	321, 600	271, 100	206, 300
45	569, 300	537, 400	486, 600	416, 800	323, 900	272, 300	208, 000
46	570, 200	538, 500	487, 600	418, 500	325, 400	273, 400	209, 300
47	571, 100	539, 600	488, 600	420, 000	327, 400	274, 600	210, 500
48	572, 000	540, 700	489, 500	421, 700	329, 300	275, 700	211, 800
49	572, 900	541, 800	490, 400	423, 400	330, 900	276, 800	213, 200
50	573, 800	542, 900	491, 400	425, 000	332, 500	277, 900	214, 400
51	574, 700	544, 000	492, 400	426, 600	334, 000	279, 000	215, 500
52	575, 600	545, 000	493, 400	428, 200	335, 400	280, 200	216, 600

53	576, 400	546, 000	494, 300	429, 900	337, 000	281, 100	217, 700
54	577, 200	546, 900	495, 300	431, 400	338, 500	282, 300	218, 700
55	578, 000	547, 800	496, 300	432, 900	340, 100	283, 400	219, 600
56	578, 800	548, 700	497, 300	434, 400	341, 700	284, 600	220, 600
57	579, 500	549, 600	498, 000	435, 800	343, 200	285, 800	221, 500
58	580, 200	550, 500	498, 800	436, 900	344, 400	286, 800	222, 400
59	580, 800	551, 400	499, 600	438, 000	345, 600	288, 000	223, 300
60	581, 400	552, 200	500, 400	439, 100	346, 800	289, 200	223, 800
61	582, 000	553, 000	501, 200	440, 100	347, 800	290, 300	224, 600
62	582, 500	553, 800	502, 000	441, 100	348, 900	291, 500	225, 400
63	583, 000	554, 600	502, 800	442, 100	349, 900	292, 700	226, 200
64	583, 500	555, 400	503, 600	443, 100	350, 900	293, 900	227, 100
65	584, 100	556, 200	504, 400	443, 800	351, 900	294, 900	227, 800
66	584, 600	556, 900	505, 100	444, 600	353, 100	295, 500	228, 600
67	585, 000	557, 600	505, 600	445, 300	354, 300	296, 200	229, 300
68	585, 400	558, 300	506, 000	446, 000	355, 400	296, 800	230, 000
69	585, 800	558, 900	506, 400	446, 600	356, 400	297, 700	230, 400
70	586, 200	559, 500	506, 800	447, 200	357, 500	298, 400	231, 100
71	586, 600	560, 100	507, 200	447, 800	358, 600	299, 300	231, 800
72	586, 900	560, 600	507, 600	448, 400	359, 700	300, 200	232, 700
73	587, 300	561, 000	508, 000	448, 800	360, 700	300, 800	233, 400
74	587, 700	561, 400	508, 300	449, 100	361, 700	301, 400	233, 900
75	588, 100	561, 800	508, 600	449, 400	362, 700	301, 900	234, 300
76	588, 400	562, 200	508, 900	449, 700	363, 700	302, 500	234, 900
77	588, 700	562, 500	509, 200	450, 000	364, 700	303, 000	235, 600
78		562, 800	509, 500	450, 300	365, 600	303, 400	236, 200
79		563, 100	509, 700	450, 600	366, 500	303, 800	236, 900
80		563, 500	509, 900	450, 800	367, 400	304, 300	237, 400
81		563, 800	510, 100	451, 000	368, 300	304, 500	237, 900
82		564, 100	510, 400	451, 200	369, 100	304, 900	238, 400
83		564, 300	510, 600	451, 400	369, 900	305, 200	239, 000
84		564, 500	510, 800	451, 600	370, 700	305, 600	239, 500
85		564, 700	511, 000	451, 800	371, 500	305, 900	239, 800
86				452, 000	372, 200		
87				452, 200	372, 900		
88				452, 500	373, 600		
89				452, 700	374, 200		
90				452, 900	374, 800		
91				453, 100	375, 300		
92				453, 300	375, 800		
93				453, 500	376, 300		
94				453, 700	376, 800		
95				453, 900	377, 300		
96				454, 100	377, 800		
97				454, 300	378, 100		
98					378, 400		
99					378, 600		
100					378, 800		

101				379,000		
-----	--	--	--	---------	--	--

(備考) 副参事の本俸月額は、この表に定める額の 100 分の 90 とする。